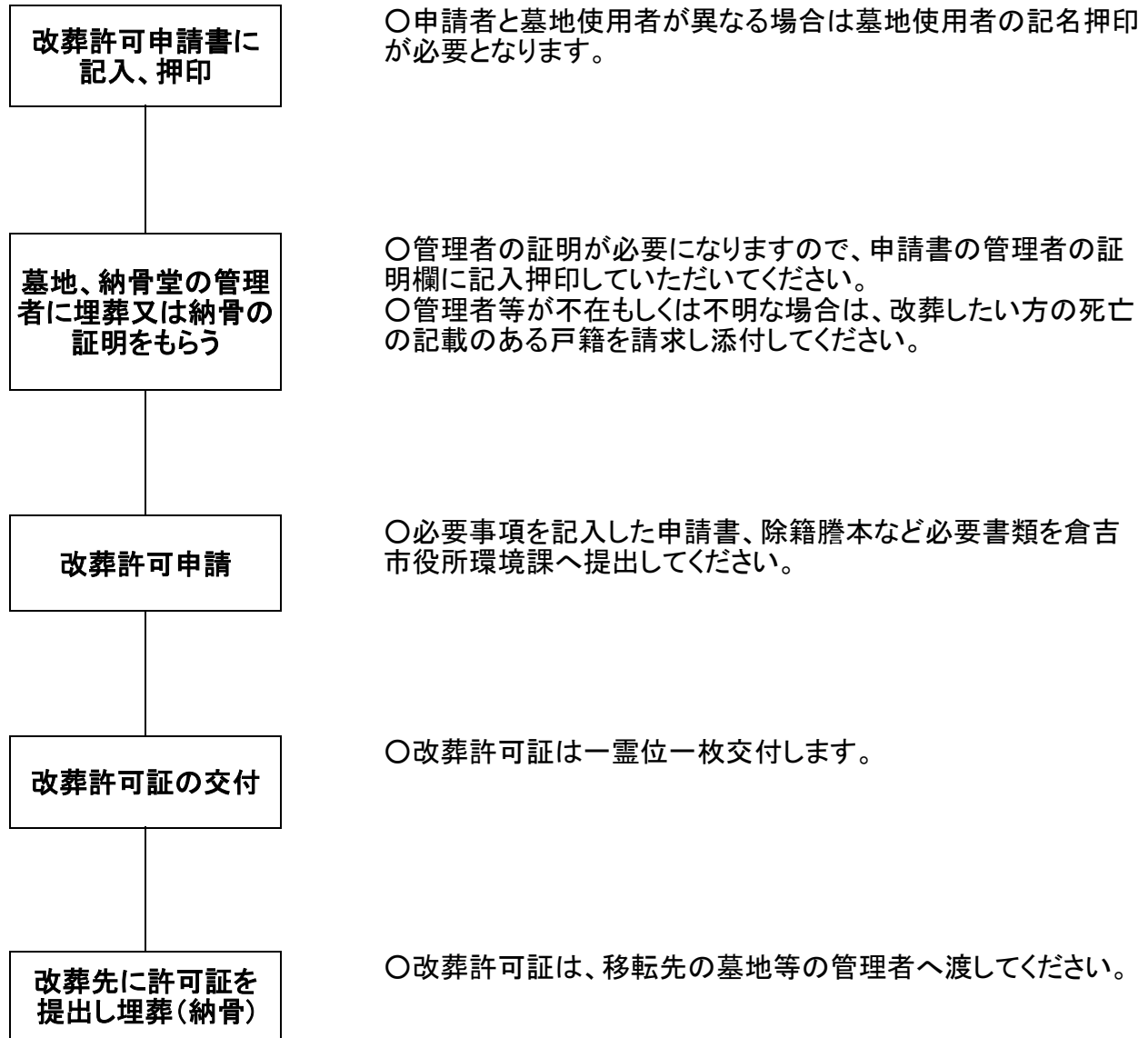


改葬の流れ

墓地に埋葬されている遺骨や遺体を他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。改葬を行うには市へ改葬の申請を行い、許可を得たうえでないと移すことができません。



※許可を得ないで改葬を行うと、1万円以上2万円以下の罰金、勾留、もしくは料金の制裁が科されるほか（墓埋21、罰法）、墳墓発掘罪（刑189）に問われることになる場合もあります。

倉吉市役所 環境課
〒682-8633
鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
電話:0858-22-8168
FAX:0858-27-0518